中里中学校 生活のきまり（新）

佐世保市立中里中学校
生徒指導部

1 登下校

（1）登下校は徒歩を原則とします。ただし、病気やケガによる車での送迎を除きます。
※病気やケガ等の生徒を送迎する車両には、〈車両乗り入れ許可証〉を発行し、校舎内への車の乗り入れを可とします。

（2）始業時刻は８時１５分です。
※生徒会が８時０５分校門（体育館前）通過の取組をしており、８時０５分までには校門を通りましょう。

（3）平日の完全下校は日課表を確認しましょう。部活動生徒の完全下校時刻は時期によって別に定めます。
※完全下校時刻　◆A 日課＝１６：４５　◆B 日課＝１６：０５　◆テスト日課＝１６：４０
※教室などに残留する場合は担任や顧問の先生等から必ず許可を得るようにしましょう。

（4）登下校の際は寄り道をせず、登校・下校（帰宅）しましょう。
①登下校中に店舗や自動販売機等で物品を購入することは一切禁止です。
②下校途中に友人宅に立ち寄ったり、立ち話をしたりして帰宅が遅くならないようにしましょう。

2 服装・身なり

（1）制服・着用品等について
①本校指定の制服（ブレザー、パンツ、スカート、ポロシャツ、カッターシャツ、ベスト）を正しく着用しましょう。
※特に衣替えを学校から指定することはありません。体調や気候に合わせて自分で判断して制服を着用しましょう。
※季節ごとの制服等の着用例（いずれの衣服・着用品も華美でないものとします）
◆春･秋：合服は白の長袖シャツ、学校指定のベストを着用することが可能です。
◆夏：学校指定のポロシャツを着用することが可能です。
◆冬：防寒着・防寒具を着用することが可能です。下記を参照しましょう。
A：防寒着：セーター、トレーナー、ベスト等は華美でないものを着用しましょう。大きさは、体形に合ったものとし、過度に袖や裾からはみ出さないようにしましょう。襟元はＶネックが基本です。
B：防寒具（ネックウォーマーや手袋等）は華美でないものを着用しましょう。校舎内では着用しません。（下足棚で必ず脱着します）　※マフラーは危険防止のため使用を認めません。
C：タイツやストッキング等を着用する場合は、華美でないものを着用しましょう。
D：カイロは使用可としますが、校舎内外に勝手に捨てたりしないように必ず名前を記入しましょう。使用については登下校中をのぞいては、極力ポケット等から出さないようにしましょう。使用後のカイロは校内のゴミ箱には捨てず、自宅に持ち帰って処分しましょう。
※儀式（入学式・卒業式）では**第一ボタンまで留めましょう。**
※ズボンを着用する場合は、ベルトをしましょう。ベルトの色は黒（紺・茶）の無地とします。（無用に穴が多くあるものや過度にデザイン性が高いものは認めません）
※衛生面からも制服の下に体操服やジャージを着用しません。

②名札は正しくつけましょう。（登下校時は安全面からも名札をつけなくても結構です）
A：名札は左胸に正しくつけましょう。（ピンでもホックでも可能です）
B：名札にシールを貼ったり、アクセサリーをつけたり余計な加工をしないようにしましょう。
C：**他人への譲渡は絶対にしないようにしましょう。**

③下着（肌シャツ）は以下の通りとします
A：下着は、健康・衛生面からも必ず着用しましょう。**体操服を下着の代わりに着用しません。**
B：色は特に指定していませんが、華美でないものとします。

④靴下は、無地を基本とし、色は白とします。
Ａ：安全面からも運動に適さないくるぶしソックスやルーズソックスなど特殊な形のソックスの着用は認めません。（靴下の長さの目安はくるぶしが完全に隠れる長さのものとします）
Ｂ：靴下のワンポイントまでは可とし、**ライン入りや足の甲やかかとにマーク、イラストなどが入ったものは認めません。**
Ｃ：土曜、日曜、祝日、長期休業中等の登下校時も同様とします。ただし、所属する部活動などで統一したものやユニフォームとみなされるものは認めます。

⑤通学靴は、体育の授業時などの運動に適した軽い素材でできた紐靴で**色は白を基本とします**。
Ａ：靴の形はくるぶしが出るものを着用します。（バスケットシューズ等は認めません）
Ｂ：ラインやメーカーのロゴ部分、紐の色も白とします。
Ｃ：かかとに名字を記名し、同姓がいるときは、区別できるように記名しましょう。

⑥帽子を着用するときは、学校指定のもの（通称：Ｎ帽）とします。
※遠足、佐世保市中学校体育大会など校外での行事の時は、健康面からも原則着用しましょう。

⑦上履き（シューズ）をきちんと履きましょう。（学年で色が異なります）
Ａ：かかとに名字で記名し、同姓がいるときは、区別できるように記名しましょう。
Ｂ：自分の氏名以外のもの（イラストやイニシャルなど）は書きません。
Ｃ：上履きは毎週末にきちんと持ち帰ってきれいに洗いましょう。
Ｄ：上履きで土足はしないように外履きとの区別をつけましょう。
※A 棟と B 棟をつなぐ中庭の道は上履きでも構いません。
※体育館シューズも同様です。

（２）通学用のカバンについて
①メインバッグは**ふたができるもの**で、肩かけ式・リュック式・手持ち式などいずれのタイプでも結構です。学用品（その日１日の授業道具や学習用端末、体操服、水筒等）が入るもので、大きすぎたり、小さすぎたりしないものを使いましょう。

②サブバッグは、布・エナメル製・ナイロン製などいずれの素材でも結構です。ただし、口が閉じられるもの（中身が落下しないようにふたができるもの）とします。
※ナップサック等は認めます。
※サブバックとして適さない、ウエストバッグ、ヒップバッグ、ビニール袋、紙袋などは認めません。

③**マスコット人形やキーホルダー等は学習活動や運動の邪魔にならない程度にしましょう。**お守りなどの大切なものは、落としたり、紛失したりしないように、バッグ等の外に出ないように工夫しましょう。

（３）頭髪は清潔で端正なものとし、特殊な髪型はしません。
①前髪は、眉が隠れない長さとします。

②横髪について、男子は耳につかない、女子は肩につかない程度の長さとします。

③後ろ髪については、男子は襟につかない、女子は肩につかない程度の長さとします。

④頭髪や眉の絶対に加工しません。特にパーマ、染色、剃り込み、カールなどは許可しません。
※縮毛矯正等、気になることがある場合は必ず保護者を通して学校に相談しましょう。その後、学校内で協議したうえで許可等について判断します。

⑤長い髪は束ねて１つか２つくらいにゴムなどで結びましょう。また、前髪を頭の上でゴムやピンでとめないでいいように、きちんとまとめましょう。

⑥ゴムは布巻きの細いもの（輪状）でも認めます。色は華美でないもの（黒・紺・茶）とします。

⑦髪留めはアメリカピン（細いピン）を使用し、きちんと留めましょう。色は華美でないものとします

⑧整髪料などは使用しません。

⑨左右が対称でない髪型や一部分が極端に長かったり短かったりするようなバランスの悪い髪型、また学校生活や社会通念上がたいと思われるような髪型は認めません。

（４）その他
社会通念や時代の変化、要請に応じて各項目を適宜見直していきます。

3　学校内外での生活について

（１）学習に不要な物や貴重品を持ち込みません。
①現金や貴重品は原則学校に持ってきてはいけません。もしも、諸会費などの集金で持ってくる必要が生じた場合は、可能な限り早い時間（登校後すぐ）に、担任等に預けましょう。

（２）学習用具やその他の物品の貸し借りは絶対にしません。
①教科書やタブレット等は個人の大切な所有物であり、貸し借りは認めません。
②教科書等は教室の決められた個人の保管場所にきちんと保管しましょう。
③教科書等や学習用具などには必ず記名をしましょう。
④タブレットや学校から貸し出された用具などは、故意、不注意による破損については、原則として個人で弁償します。

（３）登校後に校外に出ることは原則認めません。やむを得ない事情がある場合は、必ず担任等に連絡して許可を得てから行動するようにしましょう。

（４）自転車通学は認めていません。

（５）外出時間は、夏期（４月～１０月）は午後７時まで、冬期（１１月～３月）は、午後６時までを基本となっています。この時間は、自宅に帰り着いている時間です。

（６）友人宅への外泊はいかなる理由があっても絶対に認めません。（非行や問題行動につながる可能性が高いためです）

（７）ゲームセンター、ビリヤード、カラオケボックス、店頭の遊技場、インターネットカフェなどへ生徒だけで出入りすることは認めません。必ず保護者同伴としましょう。

※重要【長崎県少年保護育成条例】より
・深夜外出の制限　「午後１１時～翌日午前４時まで」　→　補導の対象
・ゲームセンター等への立ち入り制限「１３歳以上１６歳未満の者は午後６時まで」それ以降は補導の対象

4　その他

（１）欠席、早退、遅刻、忌引、出席停止などで事前にわかっているものについては、必ず保護者から電話や学びポケット等で届け出てもらいます。また、病院等で少し学校を離れる場合（欠課になるとき）や諸事情で早退する場合は、担任や副担任の先生に必ず連絡して学校を出ましょう。（保護者連絡が望ましい）

（２）住所や連絡先、家族内の事柄に変更が生じたときは、すみやかに学校に届け出ましょう。

（３）家庭や地域の災害、事故が発生したときは、すみやかに学校に報告しましょう。

（４）原則、中学生はアルバイトができません。

（５）旅行及び宿泊を伴うサイクリング、キャンプ、登山、釣り、パーティー等は、必ず保護者の責任のもとに行いましょう。

（６）釣りや遊泳は、禁止区域では絶対にしません。禁止区域以外の場所であっても、危険が伴うことから、保護者同伴で行き、絶対に１人で行かないようにしましょう。釣りに行く場合は、ライフジャケットを必ず着用しましょう。

（７）はさみやカッターナイフ等、危険物の学校への持込は認めません。必要な用具は学校で貸し出します。

（８）部活動時の服装等について、以下の通りとします。

①活動時の服装は、体操服・ジャージまたは部で揃えたＴシャツ等とします。（詳細は各部活動顧問の指示に従いましょう）

②登下校時の服装

◆平日の下校　　→　制服または体操服・ジャージ

◆休日の登下校　→　中学校の体操服・ジャージ、所属部活動で揃えたＴシャツ等　を基本とします。

（９）携帯電話・スマートフォン等の持込について

携帯電話・スマートフォン・タブレット（これらに類するもの）等の校内への持ち込みは、原則禁止です。これらの使用については、保護者の責任のもとに使用し、使用の方法についても家族でルールなどを決めたりして十分に注意しましょう。

①諸事情のため、携帯電話等を持ち込む場合（その日１日のみに限る）は、保護者から持込許可願を書いてもらうことを原則としています。登校後は速やかに担任に預け、下校時に受け取ることになります。

②諸事情のため、学校への持込が長期間にわたる場合は、保護者を通して学校に申し出ましょう。その後、学校内で協議をしたうえで判断し、許可となった場合は、持込許可書を発行します。

③塾や習い事による携帯電話等持込許可書は発行しません。

④携帯電話・スマートフォン等を勝手に学校内に持ち込んだ場合は、学校で預かり、保護者来校のもとで返却します。

（10）拾得物は事務室前の棚に展示します。申し出る人がいない場合は、学期ごとに処分することになります。

※生活のきまりのことで不安なことや悩んでいることがあったり、ここに載っていないことで自分で判断できないことがあったりした場合は先生に必ず相談してください。

※新しい「中里中学校 生活のきまり」は令和７年６月１３日から適用します。
※今後も見直し等を適宜行っていきます。